

＜大東銀行＞証券取引約款・規定集 新旧対照表

（変更日 2024 年 1 月 1 日）

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
<p>投資信託総合取引規定 第 2 条</p>	<p>(総合取引の利用)</p> <p>第 2 条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定（以下「約款等」といいます。）に係る取引をいつでもこの規定及び約款等の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理規定</p> <p>② 投資信託累積投資約款</p> <p>③ <だいとう>積立型投資信託取扱規定</p> <p>④ 証券特定口座約款</p> <p>⑤ <u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u></p> <p>⑥ 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p><u>2024 年 1 月 1 日改正</u></p>	<p>(総合取引の利用)</p> <p>第 2 条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定（以下「約款等」といいます。）に係る取引をいつでもこの規定及び約款等の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理規定</p> <p>② 投資信託累積投資約款</p> <p>③ <だいとう>積立型投資信託取扱規定</p> <p>④ 証券特定口座約款</p> <p>⑤ 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</p> <p>⑥ 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p><u>2023 年 10 月 2 日改正</u></p>
<p>投資信託累積投資約款 第 4 条</p>	<p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第 4 条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の契約を締結した上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。</p> <p>2 累積投資取引のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」によるものとし、<u>当行の「非課税上場</u></p>	<p>(個別累積投資取引の申込方法)</p> <p>第 4 条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の契約を締結した上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。</p> <p>2 累積投資取引のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」によるものとし、<u>当行の「非課税上場</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
<p>＜だいとう＞積立型投資 信託取扱規定 第1条</p>	<p><u>株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）</u>」に定める<u>特定非課税累積投資契約に基づき、お客様が非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）</u>での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</p> <p><u>2024年1月1日改正</u></p> <p>（規定の趣旨）</p> <p>第1条 この規定は、お客様と株式会社大東銀行（以下「当行」といいます。）との間の、毎月、あらかじめ定められた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定していただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買付けする定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。お客様は、本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p><u>なお、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）」に定めるつみたて投資枠のお取引で本サービスを利用できる投資信託の銘柄（以下「当該銘柄」といいます。）について、つみたて投資枠以外のお取引で本サービスを利用いただくこともできますが、同一の当該銘柄について、つみたて投資枠のお取引での本サービスのご利用と、つみたて投資枠以外のお取引での本サービスのご利用を同時に行うことはできません。</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定、本サービスの対象となる投資信託の目論見書によるものとします。</p> <p>（買付銘柄の選定）</p>	<p>株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）」に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</p> <p><u>2020年4月1日改正</u></p> <p>（規定の趣旨）</p> <p>第1条 この規定は、お客様と株式会社大東銀行（以下「当行」といいます。）との間の、毎月、あらかじめ定められた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定していただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買付けする定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。お客様は、本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p><u>なお、お客様が「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）」に定めるつみたてNISAのお取引で本サービスを利用できる投資信託の銘柄（以下「当該銘柄」といいます。）について、つみたてNISA以外のお取引で本サービスを利用いただくこともできますが、同一の当該銘柄について、つみたてNISAのお取引での本サービスのご利用と、つみたてNISA以外のお取引での本サービスのご利用を同時に行うことはできません。</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定、本サービスの対象となる投資信託の目論見書によるものとします。</p> <p>（買付銘柄の選定）</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第5条	<p><u>第2条</u> 本サービスによって買付けできる投資信託は、<u>当行が選定する銘柄</u>（以下「<u>選定銘柄</u>」といいます。）とします。なお、<u>お客様がつみたて投資枠</u>で買付けできる投資信託の銘柄、及び成長投資枠で買付けできる投資信託の銘柄については、<u>当行が選定する、当行ホームページに掲載する銘柄のみを対象銘柄とします。</u></p> <p>2 お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定（以下「指定銘柄」といいます。）し、買付けの申込みを行うものとします。</p> <p>（払込方法）</p> <p>第5条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に、証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの振替により払込みを行うものとします。お客様が2銘柄以上を指定銘柄とされる場合には、各銘柄の振替金額の合計額を、振替日に払い込むものとします。</p> <p>2 本サービスの払込期間は、特に指定がなければ定めのないものとします。</p> <p>3 第1項の振替に当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。</p> <p>なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。</p> <p>4 振替金額は、1指定銘柄につき10,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第6条第4項に定める買付けの手数料および消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（<u>つみたて投資枠</u>で複数銘柄の買付けを</p>	<p>第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載する銘柄のみを対象銘柄とします。</p> <p>2 お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定（以下「指定銘柄」といいます。）し、買付けの申込みを行うものとします。</p> <p>（払込方法）</p> <p>第5条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に、証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの振替により払込みを行うものとします。お客様が2銘柄以上を指定銘柄とされる場合には、各銘柄の振替金額の合計額を、振替日に払い込むものとします。</p> <p>2 本サービスの払込期間は、特に指定がなければ定めのないものとします。</p> <p>3 第1項の振替に当たっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。</p> <p>なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。</p> <p>4 振替金額は、1指定銘柄につき10,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様が<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第6条第4項に定める買付けの手数料および消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（<u>つみたてNISA</u>で複数銘柄の買付</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第6条	<p>申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額が <u>120万円</u> を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。なお、年間2回まで、振替金額を増額することができます。この場合、当行所定の書面によりあらかじめ届け出るものとし、10,000円以上1,000円の整数倍の金額で増額することができます。ただし、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合には、<u>つみたて投資枠</u>で買付しようとする全銘柄についての前段の購入の代価と、係る増額金額（第6条第4項に定める買付けの手数料および消費税を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増加金額とします。）との各年ごとの合計額が <u>120万円</u> を超えることとなるような増額金額の指定はできません。</p> <p>(買付けの方法、買付時期および価額)</p> <p>第6条 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座からの振替金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預かりし、この規定および投資信託累積投資約款、その他の約款・規定等の定めに従い指定銘柄の買付けを行います。</p> <p>2 当行は、前項による振替金額の引落しが成立した場合、当該振替日から起算して4営業日目（指定銘柄によっては海外の休日等の影響により4営業日目以降になる場合があります。）に、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>3 前二項に係る買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。</p> <p>4 前三項に係る指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。ただし、当該約款に基づく、<u>つみたて投資枠</u>による公募株式投資信託のお取引については、募集・販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p>	<p>申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額が <u>40万円</u> を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。なお、年間2回まで、振替金額を増額することができます。この場合、当行所定の書面によりあらかじめ届け出るものとし、10,000円以上1,000円の整数倍の金額で増額することができます。ただし、お客様が<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合には、<u>つみたてNISA</u>で買付しようとする全銘柄についての前段の購入の代価と、係る増額金額（第6条第4項に定める買付けの手数料および消費税を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増加金額とします。）との各年ごとの合計額が <u>40万円</u> を超えることとなるような増額金額の指定はできません。</p> <p>(買付けの方法、買付時期および価額)</p> <p>第6条 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座からの振替金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預かりし、この規定および投資信託累積投資約款、その他の約款・規定等の定めに従い指定銘柄の買付けを行います。</p> <p>2 当行は、前項による振替金額の引落しが成立した場合、当該振替日から起算して4営業日目（指定銘柄によっては海外の休日等の影響により4営業日目以降になる場合があります。）に、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>3 前二項に係る買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。</p> <p>4 前三項に係る指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。ただし、当該約款に基づく、<u>つみたてNISA</u>による公募株式投資信託のお取引については、募集・販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第11条	<p>(本サービスの解約)</p> <p>第11条 本サービスは、証券総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合</p> <p>② お客様が累積投資契約を解約された場合</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>⑤ 第9条の規定により指定銘柄が選定銘柄から除外された場合</p> <p>⑥ 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>当該約款に定める特定累積投資勘定</u>に係る累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本サービスが終了するものとします。</p> <p><u>①当該約款第5条の3の規定により特定累積投資勘定が廃止される場合 特定累積投資勘定が廃止される日</u></p> <p><u>②当該約款第15条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</u></p> <p><u>3 お客様が、2024年1月改定前の本約款第4条(1)項の規定に基づき、つみたてNISAに係る本サービスに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を、2023年12月31日において締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第11項の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定累積投資勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様</u></p>	<p>(本サービスの解約)</p> <p>第11条 本サービスは、証券総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合</p> <p>② お客様が累積投資契約を解約された場合</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>⑤ 第9条の規定により指定銘柄が選定銘柄から除外された場合</p> <p>⑥ 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>当該約款に定める非課税累積投資契約</u>に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本サービスが終了するものとします。</p> <p><u>①お客様が当該約款第9条の3の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日</u></p> <p><u>②当該約款第5条の2の規定により累積投資勘定が廃止される場合 累積投資勘定が廃止される日</u></p> <p><u>③当該約款第15条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>のつみたて投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、及び改定後の当該約款の規定を適用します。</u></p> <p><u>4 お客様が2023年12月31日において、当行の非課税口座に設けられた非課税管理勘定を優先して、2024年1月改定前の本約款に係る、本サービスの適用を受けることに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第11項の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定非課税管理勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様の成長投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、及び改定後の当該約款の規定を適用します。ただし、当該契約に係る指定銘柄が、成長投資枠で買付けの申込みができる投資信託の銘柄である場合に限りします。」</u></p> <p><u>5 前項前段の規定は、当該契約に係る指定銘柄が、2023年12月31日において、成長投資枠で買付けの申込みができる投資信託の銘柄でない場合には適用されず、当該契約は、2023年12月における第6条第1項による買付の日を以って終了します。</u></p> <p><u>2024年1月1日制定</u></p>	<p><u>2022年10月3日制定</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
投資信託特定口座約款 第6条	<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申し出がない限り、すべて特定保管勘定を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、<u>その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限り</u>ます。)は、<u>上場株式等(国内公募非上場株式投資信託であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限り</u>ます。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。</p> <p><u>2024年1月1日改正</u></p>	<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申し出がない限り、すべて特定保管勘定を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、<u>その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限り</u>ます。)は、<u>上場株式等(国内公募非上場株式投資信託に限り</u>ます。)の取引を非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。</p> <p><u>2021年4月1日改正</u></p>
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 第1条	<p><u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u></p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限り)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、株式会社大東銀行(以下「当行」といいます。)に開設する非課税口座<u>(法第37条の14第5項第1号</u></p>	<p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(第2条第7項に規定する個人のお客様に限り)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、株式会社大東銀行(以下「当行」といいます。)に開設する非課税口座<u>(法第37条の14第5項第1号</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第2条	<p><u>に規定されるものをいいます。以下同じ。)</u>に係る非課税上場株式等管理契約、<u>非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、法第37条の14第5項第2号第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</u></p> <p><u>2 お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する、特定累積投資勘定に係る「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「<u>ください</u>」積立型投資信託取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。</u></p> <p>3 お客様と当行の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引規定」その他当行の定める約款・規定によります。また、この約款と、当行の「投資信託累積投資約款」「<u>ください</u>」積立型投資信託取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記載の上、署名押印し、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非</u></p>	<p>に規定されるものをいいます。以下同じ。)に係る非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約について、法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>2 お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「<u>ください</u>」積立型投資信託取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。</p> <p>3 お客様と当行の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引規定」その他当行の定める約款・規定によります。また、この約款と、当行の「投資信託累積投資約款」「<u>ください</u>」積立型投資信託取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記載の上、署名押印し、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</u></p> <p>2 の 2 前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定のみ</u>を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。<u>ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 15 の 3 <u>第 19 項</u>において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その</p>	<p>簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2042 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、<u>当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。</u></p> <p>2 の 2 前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>非課税管理勘定または累積投資勘定のみ</u>を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。<u>ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 15 の 3 <u>第 24 項</u>において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p>他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5 第一項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>6 第 2 項、第 2 項の 2 又は第 3 項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。</p> <p>7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において <u>満 18 歳以上</u>である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</p> <p><u>8</u> 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。</p> <p><u>9</u> 「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。</p> <p><u>10</u> お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該</p>	<p>他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5 第一項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>6 第 2 項、第 2 項の 2 又は第 3 項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。</p> <p>7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において <u>満 20 歳以上</u>である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</p> <p><u>8</u> 成年年齢に係る平成 31 年度税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、前項の「満 20 歳」を「満 18 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で満 19 歳、満 20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。</p> <p><u>9</u> 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。</p> <p><u>10</u> 「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第3条	<p>当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>11 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります)。</p> <p><u>第2条の3 (個人番号未告知口座の取扱い)</u></p> <p><u>個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、当行が別に定める日に、当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。</u></p> <p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 <削除></p>	<p>11 お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります)。</p> <p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税管理勘定は、非課税口座開設届出書、非課税適用確認書又は</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
		<p>廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、新たな勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を当行又は他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たな非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第 7 条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第 2 条第 1 項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第 2 条第 1 項及び第 4 項の規定を準用します。</p> <p>4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、</u> <u>当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受取することができません。</u></p> <p><u>3</u> <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く）が、新たな特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、</u> <u>第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」</u> <u>その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。</u> <u>この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</u></p> <p><u>4</u> <u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除く。）が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。</u></p> <p><u>（特定非課税管理勘定の設定）</u></p> <p><u>第3条の4</u> <u>特定非課税管理勘定は、第3条の3の特定累積投資勘定と同時</u></p>	

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第4条	<p><u>に設けられます。</u></p> <p><u>(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)</u></p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p> <p><u>3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>	<p><u>(非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)</u></p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p>
第5条	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されま</u> <u>す。</u></p> <p>3 第一項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p><u>①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</u></p> <p><u>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項、第7条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</u></p> <p>3 第一項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p><u>① お客様から当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p><u>②お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設して</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条の2 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</u></p> <p>3 第一項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p><u>(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</u></p> <p><u>第5条の3 特定累積投資勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、同条に定める日に終了いたします。</u></p> <p><u>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>①お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p>	<p>いる場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第5条の2 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項、第7条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</u></p> <p>3 第一項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第6条	<p><u>(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</u></p> <p><u>第5条の4 特定非課税管理勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、同条に定める日に終了いたします。</u></p> <p><u>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>①お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p> <p><u>(金融商品取引業者等変更届出書の提出と特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止)</u></p> <p>第6条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、<u>当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が当行にすでに設けられているときは、<u>当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属</p>	<p><u>(金融商品取引業者等変更届出書の提出と非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止)</u></p> <p>第6条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、<u>当該非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が当行にすでに設けられているときは、当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第7条	<p>する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。） においては、<u>第3条の3第1項および第3条の4の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条の3第2項の規定による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。</p> <p>（非課税口座廃止通知書の届出）</p> <p>第7条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。</p> <p>2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第10条に規定する配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。</p> <p>3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>	<p>する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。） においては、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項又は第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。</p> <p>（非課税口座廃止通知書の届出）</p> <p>第7条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。</p> <p>2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第10条に規定する配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。</p> <p>3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>
第8条	<p><u>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</u></p> <p><u>第8条 <削除></u></p>	<p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第8条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>第8条の2 <削除></u></p> <p><u>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>第8条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。</u></p> <p><u>①第3条の3第4項の規定に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）</u></p> <p><u>②当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</u></p>	<p>の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第4項に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第11条第2項において同じ。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。</p> <p>イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じ。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき所定の方法により移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>1の2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理又は当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の特定累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</u></p> <p><u>2 第1項に基づき、特定累積投資勘定に受け入れるつみたて投資枠に係る証券投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</u></p> <p><u>3 お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14又は施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、又は平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p><u>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>第8条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</u></p> <p><u>①お客様が、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理又は当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</u></p> <p><u>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>第8条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り受け入れます。</u></p> <p><u>① 第3条の2第4項の規定に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除く。）</u></p> <p><u>イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</u></p> <p><u>ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</u></p> <p><u>②当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</u></p> <p><u>2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</u></p> <p><u>①その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p><u>②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約にお</u></p>	<p>特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p><u>③ 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</u></p> <p><u>1 の 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第 37 条の 14 第 7 項第 1 号に規定する「当行が受理又は当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</u></p> <p><u>2 第 1 項に基づき、累積投資勘定に受け入れるつみだて N I S A に係る証券投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。</u></p> <p><u>3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 又は施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、又は平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「<だいとう>積立型投資信託取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第9条	<p>いて法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p><u>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p><u>イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること</u></p> <p><u>ロ 収益の分配は、1 月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</u></p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第9条 お客様は、<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p> <p><u>(累積投資勘定又は特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)</u></p> <p>第9条の2 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をい</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第9条 お客様は、<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p> <p><u>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</u></p> <p>第9条の2 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をい</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p>います。) から1年を経過する日までの間 (以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。</p> <p><u>①当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</u></p> <p>② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合</u> 又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) 第9条の3 <削除></p>	<p>います。) から1年を経過する日までの間 (以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。</p> <p>①当行がお客様から施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る<u>累積投資勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合</u> 又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) 第9条の3 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書 (勘定変更用。施行令第25条の13の2第2項に規定されるものをいいます。)」をご提出いただく必要があります (ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第10条	<p>(非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税等)</p> <p>第10条 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当行がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限りま)は、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。</p> <p><u>3の2 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>3の3 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日</u></p>	<p>することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。)</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税等)</p> <p>第10条 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当行がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限りま)は、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第11条	<p><u>までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>4 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。</p> <p>(非課税口座での取引である旨のお申し出)</p> <p>第11条 お客様が当該各年の「<u>特定累積投資勘定</u>」又は「<u>特定非課税管理勘定</u>」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)内に、当行での募集の取扱いにより、<u>第8条の3第1項第1号または第8条の4第1項第1号の規定</u>に基づき取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際又は累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。</p> <p>2 前項の規定により、<u>当該特定非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分については</u>、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。</p> <p>3 第1項の規定により、<u>特定非課税累積投資契約</u>に基づき、<u>当該特定累積投資勘定</u>で受け入れようとする場合においては、受入期間内に取得することとなる株式投資信託の取得対価の額の合計額が、<u>120万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p>	<p>4 非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。</p> <p>(非課税口座での取引である旨のお申し出)</p> <p>第11条 お客様が当該各年の「<u>非課税管理勘定</u>」又は「<u>累積投資勘定</u>」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)内に、当行での募集の取扱いにより、<u>第8条第1号の規定</u>に基づき取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際又は累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。</p> <p>2 前項の規定により、<u>当該非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>120万円</u>を超える場合には、当該120万円を超える部分については、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。</p> <p>3 第1項の規定により、<u>非課税累積投資契約</u>に基づき、<u>当該累積投資勘定</u>で受け入れようとする場合においては、受入期間内に取得することとなる株式投資信託の取得対価の額の合計額が、<u>40万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第12条	<p>4 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座の分でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。</p> <p>なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合、<u>複数の累積投資勘定又は複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定</u>に受け入れられている場合には、原則として先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)</p> <p>第12条 お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由による、非課税口座から株式投資信託の全部又は一部の払出し、<u>(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託に係る法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p> <p>(非課税口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第13条 当行は、法第37条の14第34項及び施行令第25条の13の7の定</p>	<p>4 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座の分でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。</p> <p>なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合又は<u>複数の累積投資勘定</u>に受け入れられている場合には、原則として先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)</p> <p>第12条 お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由による、非課税口座から株式投資信託の全部又は一部の払出し、<u>(振替によるものを含むものとし、第8条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、第8条第3号又は第8条の2第1項第2号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託に係る法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。</p> <p>(非課税口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第13条 当行は、法第37条の14第31項及び施行令第25条の13の7の定</p>
第13条		

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第14条	<p>めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 非課税口座開設届出書の提出後に、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行に届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</p>	<p>めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 非課税口座開設届出書の提出後に、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行に届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。</p>
第15条	<p>(非課税口座の廃止)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して第7条第1項に定める非課税口座廃止届出書を提出された場合 当該提出日</p> <p>② お客様が当行に対して法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出された場合 出国日</p> <p>③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出が</p>	<p>(非課税口座の廃止)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して第7条第1項に定める非課税口座廃止届出書を提出された場合 当該提出日</p> <p>② お客様が当行に対して法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出された場合 出国日</p> <p>③非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出が</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
<p>第16条</p> <p>第17条</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第1章</p>	<p>あった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 当行が定める日</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第16条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則等並びに投資信託総合取引規定及び同規定第2条各号に定める約款・規定によるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第17条 お客様が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p>以上</p> <p><u>2024年1月1日改正</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社大東銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座</p>	<p>あった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 当行が定める日</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第16条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則等並びに投資信託総合取引規定及び同規定第2条各号に定める約款・規定によるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第17条 お客様が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p>以上</p> <p><u>2022年10月1日改正</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社大東銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
<p>第2章</p> <p>第2条</p>	<p>及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには2023年9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>削除</p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>	<p>及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。<u>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基</u> <u>因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年</u> <u>分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止し</u> <u>た日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通</u> <u>知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</u> <u>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を</u> <u>受領し、当行にて保管いたします。</u></p> <p>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第3条	<p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条</p> <p>1, 2 削除</p>	<p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p> <p><u>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日まで</u>に、<u>当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)</u>には、<u>未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</u></p> <p><u>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日まで)に提出がされたもの</u>に限り、<u>お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。</u>)の提出を受けた場合には、<u>当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</u></p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 <u>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号)に規定する上場株式等をいいます。</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p><u>第5条</u></p> <p>当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① <u>当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</u></p> <p>③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</u></p>	<p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に、お客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</p> <p>2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① <u>当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規</u></p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第6条	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>④租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
第7条	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（<u>第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く</u>） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（<u>第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く</u>） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満であ</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第8条	<p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p><u>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定</p>	<p>る場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p><u>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
	<p>する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を經由して行われぬものに限りません。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りません。）による譲渡</p> <p>ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該</p>	<p>する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を經由して行われぬものに限りません。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りません。）による譲渡</p> <p>ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第9条	<p>上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>
第10条	<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p><u>(継続管理勘定等への移管)</u></p> <p><u>第10条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該</u></p>	<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第 1 1 条	<p><u>非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>削除</p>	<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p><u>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>
第 2 6 条	(非課税口座のみなし開設)	(非課税口座のみなし開設)

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
第27条	<p>第26条 <u>2024年以後の各年</u>（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において <u>18歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で <u>特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</u></p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>第26条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において <u>20歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で <u>非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</u></p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>

項目名	変更後 (変更点：下線部分)	変更前
<p>附則</p>	<p>④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 この約款は、2024年1月1日より適用します。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>2024年1月1日改正</u></p>	<p>④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 この約款は、2022年10月1日より適用します。</u></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p>以上</p> <p><u>2022年10月3日改正</u></p>